

社外役員の独立性に関する基準

制定 2015年12月8日

改正 2020年4月1日

当社の社外役員が次のいずれかに該当する場合、独立性の要件を満たしていないと判断する。

- (1) 現在又は過去10年間に於いて当社又は当社の子会社の業務執行者に該当する者
- (2) 現在又は過去10年間に於いて当社又は当社の子会社の非業務執行取締役又は会計参与に該当する者（社外監査役の場合に限る）
- (3) 現在又は過去10年間に於いて当社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役に該当する者
- (4) 現在又は過去10年間に於いて当社の親会社の監査役に該当する者（社外監査役の場合に限る）
- (5) 現在又は過去10年間に於いて当社の兄弟会社の業務執行者に該当する者
- (6) 現在又は最近1年間に於いて当社を主要な取引先とする者又はその業務執行者に該当する者
- (7) 現在又は最近1年間に於いて当社の主要な取引先又はその業務執行者に該当する者
- (8) 現在又は最近1年間に於いて当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家に該当する者
- (9) 現在、当社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）に該当する者
- (10) 現在、社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者に該当する者
- (11) 現在、当社が多額の寄付を行っている先の業務執行者である者
- (12) 配偶者又は二親等以内の親族が上記(1)から(8)までのいずれか（重要な者に限る）に該当する者

以上